

とやまの森づくりサポートセンター登録要項

(趣旨)

第1条 この要項は、とやまの森づくりサポートセンター（以下「サポートセンター」という。）における「会員（一般）の登録」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の対象者)

第2条 登録の対象者は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する個人、団体。

- ① 県内で森林整備に係るボランティア活動を行っているもの。
- ② 森林に関心がありボランティア活動に理解と意欲のあるもの。

(2) 次のいずれかに該当するものは、前項の規定にかかわらず、登録することができない。

- ① 活動の目的が特定の者や団体の利益に資するもの。
- ② 宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの。

(申込み)

第3条 登録を申し込もうとする個人、団体は、「とやまの森づくりサポートセンター登録申込書」（様式第1-1号、第1-2号）をサポートセンターへ提出するものとする。

(会員の登録)

第4条 サポートセンターは、前条の申込があったときは、その内容を確認し、適当と認めた場合は会員に登録し、会員の証としてバッジを交付するものとする。

(登録の抹消等)

第5条 会員が次の各号の一に該当した場合は、その登録の抹消することができる。

- (1) 退会を申し出たとき
- (2) 個人会員本人が死亡したとき
- (3) 会員である団体が解散したとき
- (4) 申込書に虚偽の記載があった場合
- (5) その他ボランティアとして不相当と認められる場合

第6条 この要項に定めるもののほか、登録に必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

この要項は、平成20年4月1日から施行する。